

新市自 5 ・ 3 ・ 4

令和 8 年 6 月 1 9 日

新城市市民自治会議会長 様

新城市長 下 江 洋 行

( 公 印 省 略 )

新城市自治基本条例及び新城市若者条例について（諮問）

このことについて、新城市自治基本条例（平成 2 4 年新城市条例第 3 1 号）第 2 4 条第 2 項及び新城市若者条例（平成 2 6 年新城市条例第 5 6 号）第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり市民自治会議に意見を求めます。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 新城市自治基本条例及び当該条例に基づく事業について
- (2) 若者が活躍するまちの形成の推進に関する制度について

### 2 答申期限

令和 1 0 年 3 月 3 1 日